



第42号

平成27年8月1日

米原市飯12-3

水土里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp

http://amano-gawa.jp/



改良区だより

発行ご挨拶

理事長 田辺 和雄

今年、昨年の冷夏状況から打って変わって温暖な気候となり、稲も順調に育っています。今年こそは、実りある豊作を願うところです。

平素は、組合員の皆様には、天の川沿岸土地改良区の運営等に格別のご支援ご協力を賜りまして、誠に有難うございます。お陰をもちまして各種事業がほぼ順調に進展しているところであります。

さて、今年三月三十一日に、農政の中長期ビジョンとなる「新たな食糧・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。若者たちが希望の持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指し、農業の成長産業化を促進する「産業政策」と農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として施策の改革を推進す

ることを基本的な方針としています。

私どもに関係する「構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備」については、計画的かつ効率的な補修、更新等により長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進すると共に、基幹から末端に至る道水路等の施設管理の充実強化に向けて、多面的機能支払制度等の活用によって、関係者による一体的な保全管理体制の構築を推進することとしています。

当土地改良区も、この保全管理方針に沿って本年度から、天の川揚水機場の電気設備と水管理施設等の更新事業に着工することになりました。この同意徴集には、関係の皆様のご御理解をいただきありがとうございます。

いました。また、取りまとめ作業等で大変ご厄介になりました方々には心よりお礼申し上げます。工期四年間、事業費約十億円で実施する予定です。尚、地元負担金については、昨年度の賦課金の値上げや厳しい農業経営状況等を考慮して、今回は各種積立金を活用し、直接地元賦課をしないこととし、今後の多くの補修・更新事業に備えることにしたいと考えています。

また、道水路の日頃の草刈りや泥上げそして軽微な補修等に当たりまして、前出の多面的機能支払制度を活用した農村まるごと保全向上対策が大変有効になりますので、各集落では是非とも取り上げて頂きますようお願いいたします。

現在は、施設の適正な管理が、最も重要で且つ主要な課題となっております。今後とも、組合員の皆様と当土地改良区が一丸となって、この貴重な農地と施設を可能な限り長持ちさせ、更に電気代等の経費節減に取り組めますよう皆様のご協力ご支援をお願いしまして、簡単措辞ですが挨拶いたします。



ご挨拶

滋賀県湖北農業農村振興事務所長

伊藤 利昭

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、本県農政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに心からお礼申し上げます。

さらに、土地改良区では施設の老朽化や電気代の高騰などによる管理費の増加、管理体制の確保等、さまざまな課題の克服に向けて、取り組んでいただいていることに對しまして、敬意を表する次第です。

さて、農業農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や減少、農産物価格の低迷、獣害や耕作放棄地の増加など大変厳しい状況が続いており、国では「攻めの農林水産業」を展開すべく、各種施策を推進していくこととしています。具体的には中間管理機構による農地利用の担い手への集約、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度等の取り組みが進められて

います。また、新たな「食糧・農業・農村基本計画」も策定されました。

県におきましても、県農政の指針として策定しました「しがの農業・水産業新戦略プラン」に基づき、「農業の安定経営」「農業水利施設の保全と農村振興」「消費者と生産者をつなぐ、需要に応える農畜産物づくり」「環境こだわり農業の推進」等の取り組みを行っています。さらに、現プランの目標年次が本年度であることから、成果と課題を踏まえ、来年度からの次期計画となります（仮称）滋賀県農業・水産業基本計画」の策定も進めています。

湖北地域における取組では、担い手の育成と経営体質の強化やそのための「人・農地プラン」策定への支援、現近江米の生産振興、加え新品种「みずかがみ」の作付け拡大、水田野菜の生産拡大、山系や地域単位の集落ぐるみの獣害対策の推進、農業水利施設の計画

的保全更新、まるごと保全向上対策や中山間地域直接支払を活用しての滋賀らしい農村地域力の向上等に関係機関団体等との連携のもと積極的に取り組んでいるところです。加え、本年3月には農業の持続・発展と活力ある農村を目指す「地域関係づくりのための「地域農業戦略指針」も策定し、更なる取組を進めていこうとしています。

県としましても、厳しい農業情勢下、国の政策等の変革の中、これまで以上に本県の農業・農村の振興に積極的に取り組んでいきたいと考えています。ご支援、ご協

力いただきますようお願い申し上げます。

土地改良区におかれましては、農業の基盤となる土地改良施設の維持管理・保全等の大きな役割を担っていただいています。今後とも、多様な課題に対処いただき、生産基盤の管理者として、ますます地域に貢献いただきますようお願い申し上げます。

天の川沿岸土地改良区のますますの発展と、組合員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

第61回通常総代会開催

第61回通常総代会が去る3月20日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代40名中33名の出席のもと、米原市平尾市長、湖北農業農村振興事務所田園振興課井上課長、米原市経済環境部農政課の木村課長補佐の御臨席を賜り、議長に下丹生の江竜喜之氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおりの可決、承認されました。



県営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）事業計画確定間近！

当土地改良区では、天の川揚水機場の電気設備及び水管理施設を中心に更新整備するべく、昨年度より諸手続きを進めてまいりました。とりわけ同意徴集の際には関係組合員皆様の御理解をいただきまして誠にありがとうございました。

お蔭をもちまして、滋賀県や国の審査も順調に進み、ただ今、土地改良法に基づく手続は最終段階にありまして、間もなく事業計画が確定する運びとなっています。確定後は速やかに事業着手できるように、滋賀県の事業担当部署において準備が進められています。

なお、今年度の事業実施計画としましては、調査設計業務により来年度から本体工事を実施するための計画を策定していただく予定です。

県営かんがい排水事業 天の川地区の概要【国の補助事業名：農業水利施設保全合理化事業】

地 域	滋賀県米原市（近江地域、米原地域の一部）
受益面積	645.8ha
事業主体	滋賀県
事業費	9億4,500万円
負担割合	国 50%、県 25%、市 12.5%、改良区 12.5%
工期	4年（平成27年度～30年度）
工事概要	電気設備 ————— 特別高圧受電設備機器類
	水管理施設 ————— TC/TM（遠方監視制御）装置 伝送路、電源装置等
	分土工等機器類 ————— バルブ機器類、空気弁等
	測量試験費 ————— 1式

県営かんがい排水事業全体事業計画

単位：千円

区分	全 体	27年度	28年度	29年度	30年度	付 記	
事業費	工事費等	900,000	24,000	330,000	346,000	200,000	【予定工期】 H27～H30 【補助率】 国 50% 県 25% 市 12.5% 改良区 12.5% ※ 工事雑費、事務費は全額県費 【改良区の負担方法】 特別会計積立金で充当 ・農地転用 ・基幹施設維持管理 ・増加維持管理基金
	工事雑費	9,000	240	3,300	3,460	2,000	
	事務費	36,000	960	13,200	13,840	8,000	
	合計	945,000	25,200	346,500	363,300	210,000	
事業量	測量調査設計	→					
	電気設備工				→		
	水管理施設工			→			
	分土工整備			→			

※ 事業費及び事業量の年度別配分等は事業実施により変更があります。

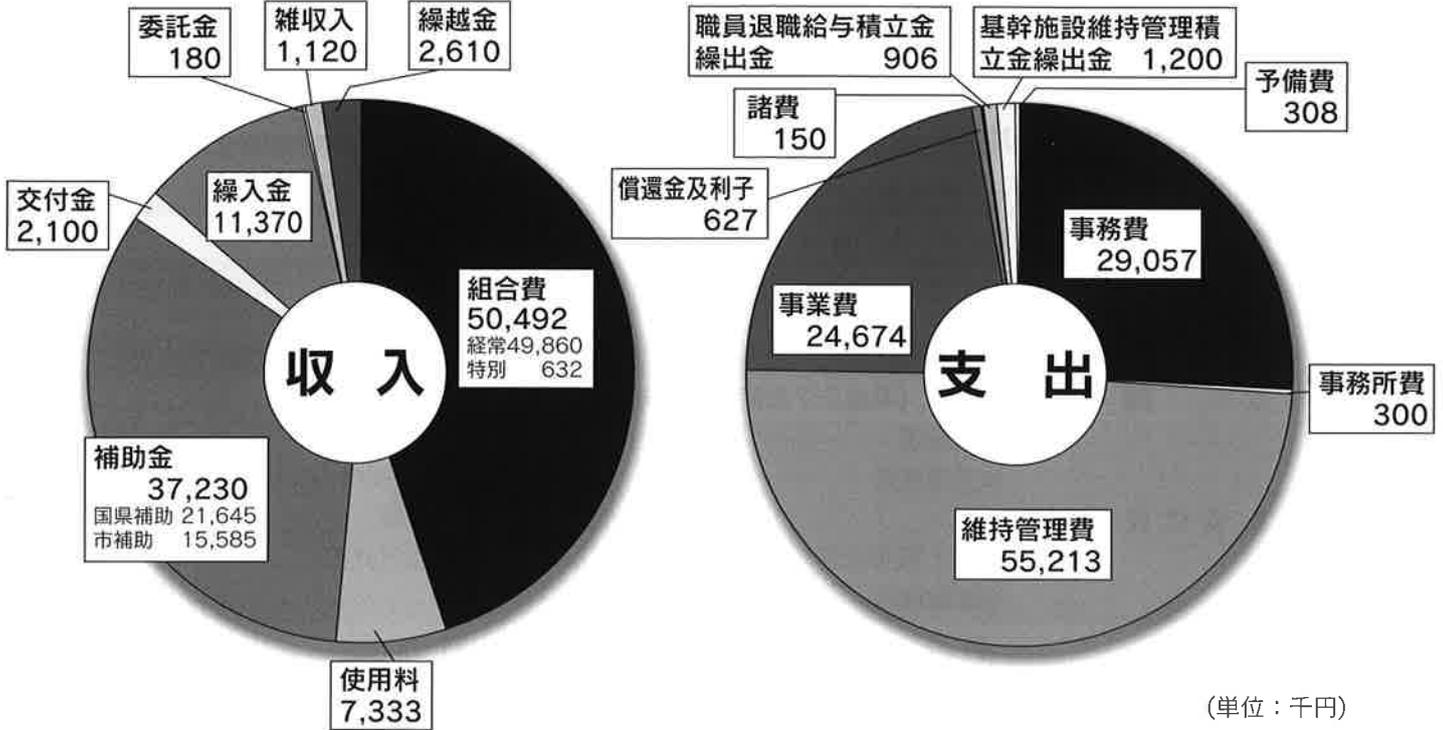
維持管理計画の変更認可について

維持管理計画は、土地改良区の施設管理にとってその方針を示した重要なもので、その整備が義務付けられています。

昨年度から土地改良法に基づき、維持管理計画の変更の手続を進めてまいりました。中でも組合員の皆様には、同意徴収に御理解をいただきありがとうございました。お蔭様で、昨年度内に維持管理計画の変更認可申請を提出し、間もなく認可される見込みとなっています。最新の維持管理計画に基づき、適正な施設管理を目指してまいりますので今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

平成27年度一般会計収支予算

総額 1億1,243万5千円



平成25年度収支決算

一般会計

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	46,118,320	1. 事務費	26,526,964
2. 使用料	6,587,280	2. 事務所費	212,774
3. 補助金	38,168,000	3. 維持管理費	47,076,234
4. 交付金	84,000	4. 事業費	21,256,748
5. 繰入金	11,200,000	5. 償還金及利息	2,770,602
6. 委託金	180,000	6. 諸費	104,142
7. 雑収入	1,864,529	7. 職員退職給与積立金繰出金	2,920,000
8. 繰越金	2,217,858	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	2,205,000
合計	106,419,987	合計	103,072,464

特別会計残高

農地転用	218,740,890
職員退職給与積立金	60,868,420
基幹施設維持管理積立金	84,473,951
土地改良施設財産処分積立金	21,540,478
事務所維持管理積立金	29,008,496
増加維持管理基金	79,638,776
合計	494,271,011

差引 3,347,523円を平成26年度へ繰越

平成27年度 農地転用決済金

地区	金額 (10アール当り)
かん排地区	491,100円
普通地区	178,300円
特別1地区	78,850円
特別2地区	112,700円

改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合または田を畑に転換する場合は、必ず届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。

尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。

平成27年度	
改良区の概要 (H27.4月現在)	
組合員数	1,792名
地区面積	690.1ha

平成27年度 賦課金額

1. 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	6,000円	7,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

2. 特別賦課金

①ほ場整備事業賦課金 (ほ場整備償還金：10アール当り)

工区	単価	償還残年数
西円寺	25,100円	最終年
岩脇	29,380円	2
番場	16,440円	最終年

②ほ場整備事業経常費：ほ場整備償還継続地 150円 (10アール当り)

平成27年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費(千円)
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型) 農業水利施設保全合理化事業 (新規)	・天の川揚水機場の電気設備及び水管理施設等の更新整備を平成30年度までの4年間で実施する。初年度は事業推進のため実施調査設計を行う。	25,200
国営造成施設管理体制整備促進事業	・土地改良施設の多面的機能促進のための支援事業 管理体制整備推進活動・強化支援 予防保全対策	13,012
流域田圃水循環支援事業	・農業排水のリサイクル活用により琵琶湖への負荷軽減 施設の高度利用・濁度測定	3,600
農業基盤整備促進事業	【定額助成】 ・区画拡大 (畦畔除去・均平作業) ・暗渠排水・湧水処理 ※補助金の減額により、当初予算よりも約79%の減額	4,609

※事業費は事業実施により変更があります。

電気料金再値上げ。今後の対応や如何に !!

平成25年度に続き今年度から関西電力の電気料金が再値上げされました。当改良区の天の川、息長、番場の各ポンプ場は電気料金自由化分野に該当し4月から値上げとなっています。値上げ料金の見直しや軽減措置も実施されていますが、土地改良区の運営にとって厳しいことに変わりありません。

前回の値上げの際にはやむを得ず1年遅れて賦課金を値上げいたしました。この度の電気料金値上げを受けて、再度賦課金の取扱いを検討することが必要であり、役員会の重要な検討項目のひとつとなっています。

一方で、今年度もポンプ運転計画や契約電力の見直しを行い電気料金削減に向けた取組を進めています。また、巡回、監視の強化及び用水利用状況の実態調査を継続して実施するほか、農家に対して適正な水利用について啓発を進めています。何卒、農家の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続きとは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課します。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※また、各種届出書はホームページからもダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」の記入例

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

平成27年 8月1日

現資格者	住所 米原市飯12番地3				
	(氏名) 天の川太郎	⑤			
新資格者	住所 米原市飯12番地3				
	(氏名) アミノガワ イチロウ	⑤			
	生年月日 大昭和 平50年 9月 1日				

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地：米原市

大字名	字名	地番	地目		地積	備考
			台帳	現況		
飯	〇〇	〇〇	田	田	1,000㎡	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 相続・死亡のため・経営移譲・贈与・売買・交換・賃貸借
その他()

(2) 時期 平成27年7月

現資格者が死亡しておられる場合は、印鑑は不要です。

印鑑は認印で結構です。

該当するところに丸印をお願いします。

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

現資格者 住所
(フリガナ)
氏名 ⑩

新資格者 住所
(フリガナ)
氏名 ⑩

生年月日 大・昭・平 年 月 日

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地：米原市

大字名	字名	地番	地目		地積	備考
			台帳	現況		
					m ²	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 相続・死亡のため・経営移譲・贈与・売買・交換・賃貸借
その他 ()

(2) 時期

21世紀創造運動推進中

各小学校や農村まるごと保全向上対策集落活動組織、関係機関と連携を図り、水生生物観察会や水質調査学習、また生き物と田んぼの役割についての出前授業を実施しました。子供たちが、水路や田んぼの持つ役割と水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願い、今後も活動を展開していきたいと思ひます。



～豊かな社会の実現に向けて～

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、一人ひとりに備わった権利です。

しかし、私たちは「人権はややこしい、むずかしいもの」と思っているのではないのでしょうか。

人権は、私たちの日常生活のいちばん基本のルールであり、人が社会で人の尊厳にふさわしい生き方を可能にします。

自分の生き方を、責任を持って自分で選ぶことは人権なのです。

私たち一人ひとりが、「人権」を日常の生活と密接にかかわるすべての人の問題として考え、これを守っていくために積極的に取り組んでいくことが豊かで暮らしやすい社会を実現するのではないのでしょうか。

刈草を流さない！！

刈草が水路に詰まる事案が多く発生しています！！

用水路・排水路沿いで刈った草は流れないように工夫しましょう！！



水路のごみ減量にご協力を!!

水路にごみが流れると水門や取水口、暗渠のスクリーン等で詰まって水路が溢れたり、田んぼに水が届きにくくなります。特に水路の下流地域では多量のごみが流れてきます。

- ・ごみのポイ捨てをなくしましょう。
- ・風で飛散するようなものは、飛ばないように心がけましょう。

これらのごみについては、地域の方々の御協力によって処理いただいています。一人ひとりの心がけがごみの減量につながります。